

平成26年伯耆町  
第6回定例会

条例等議案説明資料概要



平成26年12月

伯耆町 総務課

議案番号

104

伯耆町国民健康保険条例の一部改正について

**(提案理由及び概要)**

## 1. 理由

①伯耆町国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する、産科医療保障制度及び出産育児一時金の額については、健康保険法施行令と同額としているが、この政令の額が平成27年1月1日から改正されることに伴い、伯耆町国民健康保険条例も政令と同額になるよう、所要の改正を行う。

## 2. 概要

支給する出産育児一時金の上限額の42万円は変更せず、

①出産育児一時金の額を「39万円」から「40万4千円」に引き上げる。

②産科医療保障制度に係る額として、出産育児一時金に加算する額の上限を「3万円」から「1万6千円」に引き下げる。

## 3. 施行期日 平成27年1月1日